

# 京都市指定給水装置工事事業者リスト（上京区）

※下記の注意点をご覧ください。

令和2年12月28日現在

指定番号	指定工事事業者名	所在地	電話番号	FAX番号	A	B
910	アーネストワークス㈱	京都市上京区下長者町通六軒町西入生利生町288-1	075-468-3889	075-468-3258		
406	脩いまにし商店	京都市上京区中立売通六軒町西入三軒町65-1	075-461-4240	075-461-4241		
197	㈱えびす建設	京都市上京区室町通武者小路下る福長町520	075-451-3986	075-431-3660	○	
22	大西工業㈱	京都市上京区中長者町通新町西入仲之町284-1	075-451-3123	075-432-2874	○	○
222	岡本設備	京都市上京区仁和寺街道御前通西入下横町202-19	075-461-6564	075-461-6561		
272	㈱かつらぎ	京都市上京区下立売通千本東入田中町468	075-811-4111	075-811-4520		
758	カワサキ浴槽	京都市上京区下立売通日暮東入浮田町601	075-821-1441	075-841-1747		
938	㈱玄塚田中設備	京都市上京区黒門通中立売下る榎町392-5	075-205-2496	075-205-2496		
78	㈱鈴木工業所	京都市上京区小川通一条上る革堂町586	075-432-0166	075-432-0169	○	
508	㈱セラ中央	京都市上京区猪熊通丸太町上る木屋之町493-3	075-801-4141	075-821-4107		
390	大日㈱	京都市上京区丸太町通猪熊上る木屋之町486	075-822-2866	075-822-2755		
573	津田管工業所	京都市上京区千本通五辻上る牡丹鉾町564	075-462-4970	075-462-4970		
241	東海工業所	京都市上京区烏丸通鞍馬口下ル東入上御霊中町452-3	075-441-1458	075-415-1213		
258	脩トラスト	京都市上京区西洞院通丸太町上ル夷川町384-2	075-256-8655	075-256-8656		
113	㈱中川工業所	京都市上京区仁和寺街道六軒町西入四番町121-3	075-461-2305	075-464-1305	○	
686	㈱ファインテクニカル	京都市上京区上ノ下立売通御前西入堀川町512	075-467-0777	075-467-1777		
636	ほくさん京都サービスセンター	京都市上京区今出川通寺町西入ル大原口町209-1	075-231-8653	075-231-8657		
187	㈱ミヤコ設備	京都市上京区出町榎形上る相生町95	075-211-2956	075-256-1095		
982	室田設備	京都市上京区下立売通御前通西入突抜町430-22	075-406-5414	075-468-4177		

※夜間・休日等の緊急時には待機業者を定めておりますので、担当の営業所又はお客さま窓口サービスコーナーへお問い合わせください。

## 「京都市指定給水装置工事事業者」とは

京都市内で水道の工事を京都市の基準に合わせて適正に行うことができる工事業者を指定しています。

指定給水装置工事事業者は、実施できる工事の種類が多岐にわたりますので、お客さまが希望する工事を実施できるかどうかを指定工事業者に対して、確認してください。（たとえば、新築工事を実施しているか、漏水修繕工事を実施しているか、など）

工事をお申し込みされる場合は、**お客さまと指定工事業者との間で契約**を行っていただきます。

**契約の際は、トラブルなどを防ぐため**次の事項に十分ご注意ください。

- 希望する内容の工事を行うことができる指定工事業者であることを確認してください。
- 京都市の指定給水装置工事事業者であっても指定下水道工事業者とは限りませんのでご注意ください。なお、水洗化工事やトイレの詰まりの修繕については、指定下水道工事業者でなければ施行できません。
- 必ず複数の指定工事業者から見積書を取り、内容について十分な説明を受け検討してください。

※ **見積もりが有料となる場合もありますので、事前にご確認ください。**

## A：補助配水管工事及び給水装置工事等に係る契約候補者登録業者について

A欄には、局が発注する**補助配水管工事及び給水装置等の工事の請負契約業者**として登録されている指定工事業者のうち、その旨、ホームページに掲載することを希望している契約候補者登録業者に○印を記載しています。

この登録業者との契約についても、お客さまと指定工事業者との間で行っていただくものですので、上下水道局が関与するものではありません。

## B：漏水修繕登録業者について

B欄には、局が登録する**緊急時の漏水修繕**に関して紹介する指定工事業者に○印を記載しています。

指定給水装置工事事業者のうち、お客さまが水道メーター下流側の緊急の漏水修繕を依頼されるときに、局からの紹介を希望している業者です。また、○印のある業者であっても不在の場合や、緊急対応が難しい場合があることをご了承ください。

この登録業者との契約についても、お客さまと指定工事業者との間で行っていただくものですので、上下水道局が関与するものではありません。また、緊急の工事であっても、後のトラブルを避けるため、次の事項に十分ご注意ください。

- 工事着手前に施工方法、所要時間、概算額について十分な説明を受けてください。
- 工事施工中は立会い、不明な点はその場で確認してください。
- 追加工事が必要と言われた場合は、その理由と追加費用の概算額を必ず確認してください。
- 請求額に納付ができない場合は、請求額の内訳の提示を求め不明な点を確認してください。

## その他

○印がなくとも、指定工事業者は、京都市の基準に合わせて水道工事を適正に施工することができます。

指定工事業者は、担当の営業所又はお客さま窓口サービスコーナーでも、お問い合わせいただけます。

※掲載している指定工事業者の名称・所在地・連絡先等に相違があれば、水道部水道管路課（電話075-672-7752）へお知らせください。